

資料3

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び宮城県内の状況について

宮城県 農政部 畜産課





1 畜産業と環境問題の関わり

家畜排せつ物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。



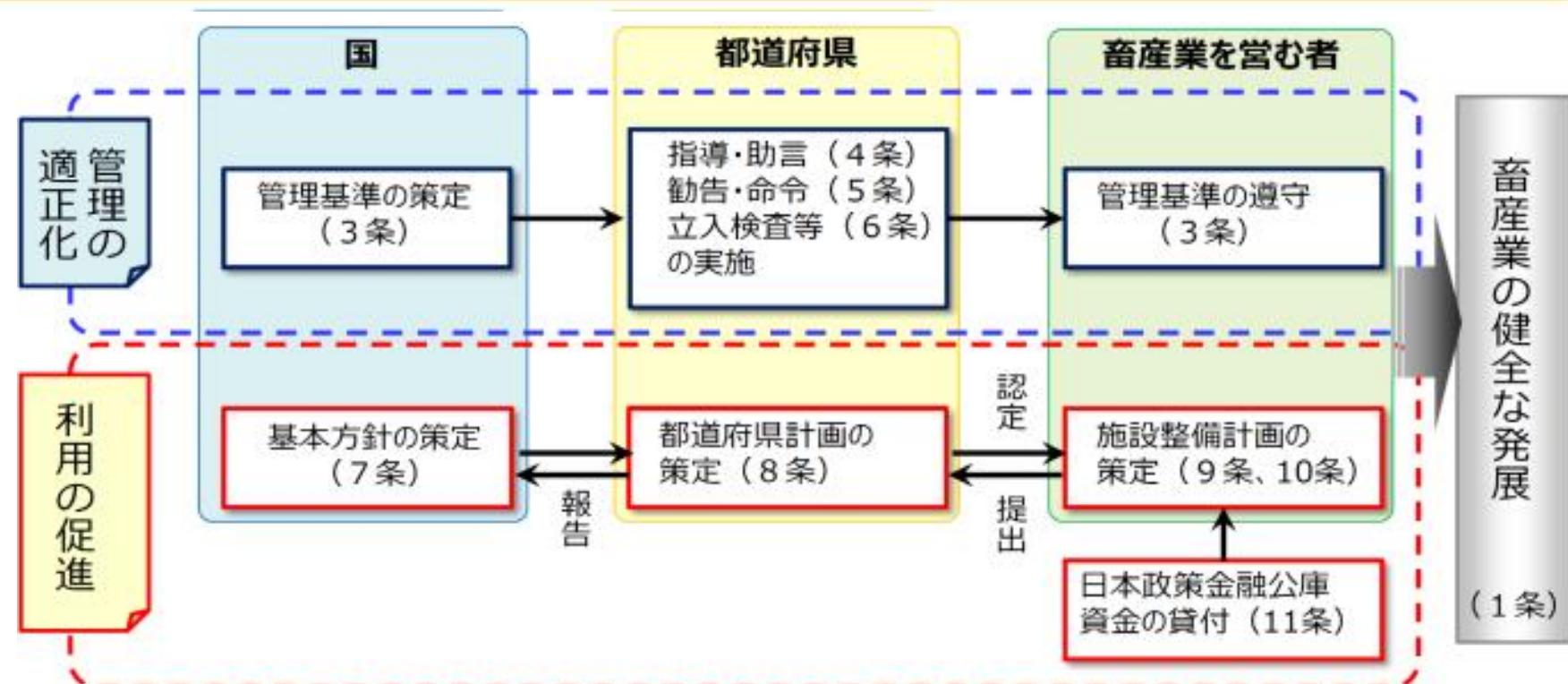
畜産をめぐる資源循環が適切に回らないと、環境問題の原因となる。





2 家畜排せつ物法（仕組み）

- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資すること」を目的として、平成11年に成立、平成16年から本格施行、正式名称は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。
- 家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）は、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
- 利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定するとともに、畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。





2 家畜排せつ物法（管理基準・施行状況）

- 家畜排せつ物法施行規則において、畜産業を営む者（小規模農家を除く）が家畜排せつ物の処理等に当たり遵守すべき基準（管理基準）を明示。なお、対象家畜は、牛、豚、鶏及び馬。
- 家畜排せつ物の不適切な管理（野積み・素掘り）を禁止し、管理施設は雨による流出や地下浸透が起こらない構造とすることのほか、施設の定期的な点検や修繕等を義務付け。

～管理基準の概要～

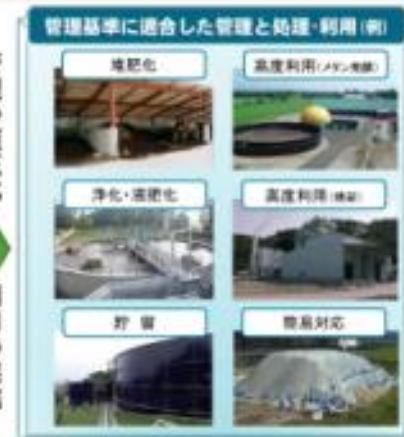
1 管理施設の構造設備に関する基準

- 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）で築造し、適當な覆い及び側壁を設けること。
- 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

2 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- 管理施設の定期的な点検を行うこと。
- 管理施設の床、側壁等に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと。
- 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法等について記録すること。

管理基準の適用対象外
牛又は馬 10頭未満
豚 100頭未満
鶏 2,000羽未満



○家畜排せつ物法施行状況調査結果（令和5年12月1日時点）

～管理施設の構造設備に関する基準への対応状況～



*1 簡易対応：恒久的な施設に該当しないような場合（防水シートによる被覆等の対応）

*2 その他の方法：畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、処理委託、下水道利用等

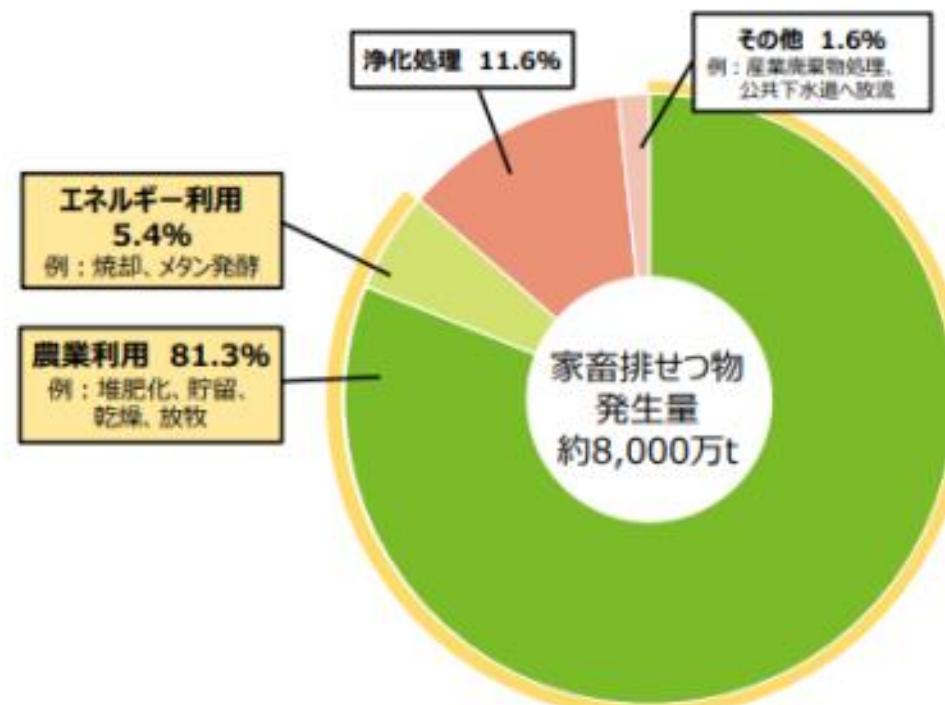




3 家畜排せつ物の利活用

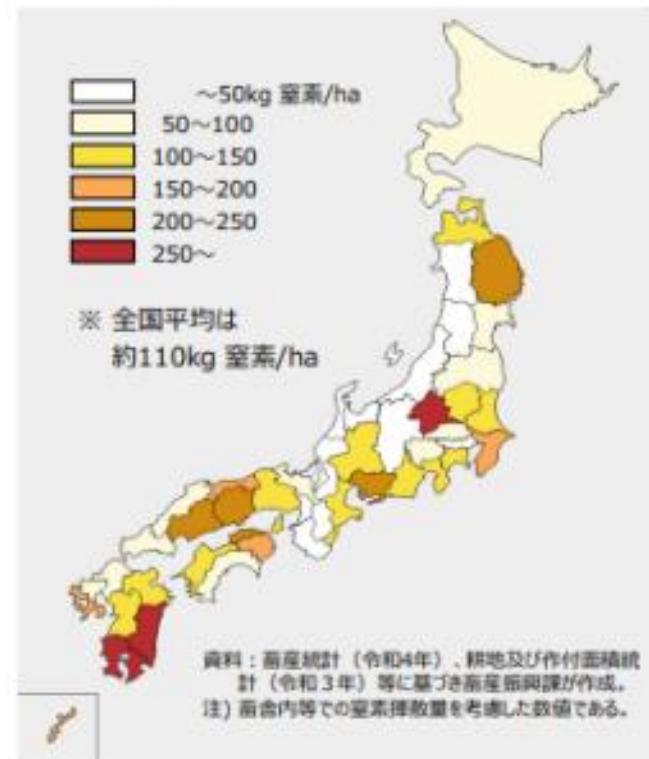
- ・家畜排せつ物は、年間約8,000万t発生しており、堆肥等として農地に還元されるなどにより約8割が農業利用されている。
- ・耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量は、畜産が盛んな地域への偏在が見られることから、家畜排せつ物の有効利用を更に進めためには、地域の実情に応じて堆肥の広域流通などを推進することが重要。

■ 家畜排せつ物の利用状況（令和4年）



資料：畜産統計（令和4年）、家畜排せつ物処理状況等調査（平成31年）等に基づき畜産振興課が推計。
注）四捨五入の関係で内訳と計は一致しない。

■ 耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量（令和4年） (窒素ベース)





4 県内の状況について

令和3年度から令和5年度までの3年間で宮城県内の家畜排せつ物法対象農家（1422戸）の立入を実施し、家畜排せつ物の管理状況や処理施設の修繕状況について確認を行った。



川崎町の法対象農家30戸に対し、家畜排せつ物の管理状況や処理施設の維持管理状況について確認し、全ての法対象農家において、法に基づき適正な管理及び処理が行われていた。

川崎町の法対象農家数 (戸)

| 牛 | 豚 | 鶏 | 合計 |
|----|---|---|----|
| 24 | 1 | 5 | 30 |





4 県内の状況について

記入様式(肉用牛)

※白い欄の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日:令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量

| 種類 | 平均的な飼養頭数(頭) ① | 1頭当たり排せつ物量 | | 1年当たり排せつ物量 | | |
|------|------------------|------------|--------|------------------|-----------------|------------------|
| | | ふん ② | 尿 ③ | ふん ④ (①×②) | 尿 ⑤ (①×③) | 合計 ⑥ (④+⑤) |
| 2歳未満 | | 6.5 | 2.4 | | | |
| 2歳以上 | | 7.3 | 2.4 | | | |
| 乳用種 | | 6.6 | 2.6 | | | |
| 合計 | | - | - | | | |

注1)平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

| 処理方法 | 割合 | |
|----------------------|------|------|
| | ふん | 尿 |
| ① 自家処理し、自己の経営内で利用 | 割 | 割 |
| ② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用 | 割 | 割 |
| ③ 淨化処理施設で処理 | 割 | 割 |
| ④ 焚却施設で処理 | 割 | 割 |
| ⑤ その他() () | 割 | 割 |
| 合計 | 10 割 | 10 割 |

注1)(2)は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入して下さい。

注2)ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3)割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

宮城県において、各畜産農家にて製造された堆肥は、自牧草地への散布だけでなく、耕種農家の稻わらと交換で堆肥散布を行うなど耕畜連携が図られている。





4 県内の状況について

| No. | たい肥センター名 | No. | たい肥センター名 |
|-----|-------------------|-----|-----------------|
| 1 | 角田市農業の館 | 13 | 迫有機センター |
| 2 | 黒佐野堆肥センター | 14 | 中田有機センター |
| 3 | 筆甫堆肥センター | 15 | 石越有機センター |
| 4 | 峠堆肥センター | 16 | 南方有機センター |
| 5 | 舘矢間第一たい肥センター | 17 | 豊里有機肥料センター |
| 6 | 舘矢間第二たい肥センター | 18 | とよま有機センター |
| 7 | J Aあさひなオーガニックプラント | 19 | JAみやぎ登米米山有機センター |
| 8 | 涌谷町土づくりセンター | 20 | 気仙沼市本吉有機肥料センター |
| 9 | 加美町土づくりセンター | 21 | 石巻市河北大谷地堆肥センター |
| 10 | 築館有機センター | 22 | 石巻市かなん有機センター |
| 11 | 金成有機センター | 23 | 石巻市桃生堆肥化処理センター |
| 12 | 栗駒有機センター | 24 | 石巻市北上堆肥センター |

県内には24箇所の市町村及び農協で所
有している有機センターがあり、地域内
で排出された家畜排せつ物等を処理し、
堆肥の販売を行っている。

